

事前評価等の方向性について（案）

＜都の地方独立行政法人に対する評価制度の見直しへの対応＞

「評価の基本的な考え方」の一部改正

（平成26年3月決定）

- ① 事前評価の義務付けを廃止
- ② 組織・業務全般の検討に対する意見と次期中期目標案への意見を同時聴取
- ③ 中期目標期間終了後の組織・業務全般の検討に対する意見は取り止め

東京都地方独立行政法人評価委員会において「評価の基本的な考え方」が一部改正されたことに伴い、公立大学分科会においては次の通り対応する。

- ① いわゆる事前評価は実施しない。ただし、期間中の目標達成状況を把握するため、次の通り中期計画の進捗状況を把握し、事前評価に代える。

公立大学分科会では、目標達成状況の確認を行い、次期中期目標等の検討に資するため、下記の通りの取り扱いとする。

- ・業務実績報告書に、いままでの中期計画の達成状況(平成23年度から平成25年度)を記載し、当該年度の年度計画に係る実績の記載と併せて、4年間の取組を把握する。
- ・第二期中期目標の4年間の取組に対し、分科会での意見交換を実施する。
- ・様式は別紙案のとおり。

- ② 次期中期目標(案)への意見聴取については、前倒しし平成27年度の分科会で実施(予定) 組織・業務全般の検討に対する意見聴取は、最終年度の28年度実施(予定)

- ・上記2点を最終年度に同時聴取することとされているが、次期中期目標の策定を平成27年度に行うため、公立大学分科会においては、次期中期目標(案)への意見聴取を平成27年度に前倒して実施する。
- ・組織・業務全般の検討に対する意見聴取は、最終年度の28年度に実施する。

- ③ 中期目標期間終了後の組織・業務全般の検討に対する意見は取りやめ

- ・中期目標期間終了後に、組織・業務全般の検討結果を総括し、評価委員会に付議しているが時機を逸しており意義が希薄であるので、実施しない。